

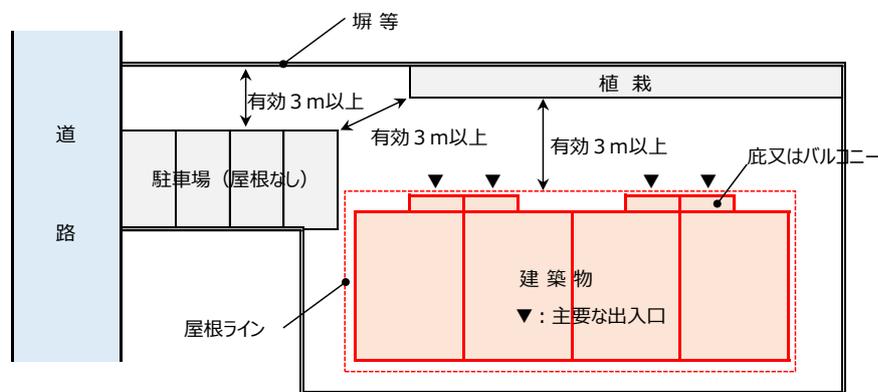
条例関係 3-2	長屋
-------------	----

長屋の敷地内の通路
関連条項：府条例第6条

【内容】

- ・ 府条例第6条の各戸の主要な出入口が面する道路に通ずる幅員3m以上の敷地内の通路（以下、「3m通路」という。）については、以下のとおり取り扱う。

(1) 3m通路には、通行上支障となる駐車場や植栽等は設けることはできない。また、3m通路は屋根、庇又はバルコニー等の建築物の先端からの有効寸法とする。



(2) 下図にある住戸Bから住戸Dのように主要な出入口が3m通路に駐車場を介して面している場合は、主要な出入口から3m通路まで幅員90cm以上の通路で通じていること。

住戸Aは、主要な出入口と3m通路の間に建築物があるため3m通路に面しているとみなせない。
なお、各戸の主要な出入口が道路に面しているかの判断においても同様とする。

